

医薬品の販売に関する制度(その2)

分類及び表示	定義	陳列方法	情報提供	対応する 専門家	相談への対応
薬局製造販売医薬品 (薬局製剤)	薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与する医薬品であって、厚生労働大臣の指定する有効成分以外の有効成分を含有しないもの	販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れない場所に陳列します また、要指導医薬品及び一般用医薬品と区別して陳列します	書面を用いて、適正使用のための必要な情報提供及び必要な薬学的知見に基づく指導を行います	薬剤師	相談に応じて、適正使用のため必要な情報の提供又は必要な薬学的知見に基づく指導をします

当店における薬局製造販売医薬品(薬局製剤)販売制度の運用についてのご不明な点等がございましたら、当店の薬剤師まで御相談をお願いします。

※医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用及び医薬品の適正販売以外の目的で利用はしません。

苦情相談窓口

神戸市保健所

078-322-6796